

## 奈良県立大学教授会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立大学学則第37条第3項の規定により、教授会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (構成)

第2条 教授会は、地域創造学部の教授及び准教授並びに専任の講師をもって構成する。

2 学長及び副学長は、必要に応じて出席し、意見を述べるができることとする。

### (招集)

第3条 教授会は、地域創造学部長が招集する。ただし、教授会の構成員の3分の1以上の者から付議すべき事項を示して教授会の開催の請求があったときは、地域創造学部長は、これを招集しなければならない。

### (告知)

第4条 地域創造学部長は、教授会の開催の日時及び場所を教授会の開催の3日前までに告知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。

### (定足数)

第5条 教授会は、次の各号のいずれかに該当する者を除く構成員の過半数の出席者がなければ開催することができない。

- (1) 1月以上の出張の者
- (2) 1月以上の休暇の者
- (3) 1月以上の休職の者

### (議長)

第6条 教授会の議長の職務は、地域創造学部長が行う。

2 地域創造学部長に事故あるときは、学部長が事前に指名した者が前項の職務を行う。

### (審議事項)

第7条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学生の入学、編入学、転入学、再入学及び卒業並びに課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の修学、表彰及び懲戒に関する事項
- (4) 科目等履修生及び特別科目等履修生に関する事項
- (5) 授業科目の編成に関する事項
- (6) その他学長がつかさどる教育研究に関する事項

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項
  - (2) 前号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要であるとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定されるもののほか、第1項各号に掲げる事項について学長の求めに応じ、意見を述べるができる。

### (委員会)

第8条 教授会に特定の事項を調査し、審議するため、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、学長が選任する。

3 委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(議事の表決)

第9条 教授会の議事は、別の定めがある場合を除いては、出席構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 教授会の庶務は、事務局教務・学生課において行う。

(議事録)

第11条 教授会の議事録は、議長が作成する。

2 議長及び教授会において指名された2名の構成員は、議事録を確認し、署名捺印しなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。